

## [事案 24-192] 損害賠償請求

・平成 25 年 6 月 11 日 裁定終了

### <事案の概要>

年金の受取りが贈与税の対象となることの説明を受けていないとして、説明義務違反を理由に支払った贈与税額の賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 3 年 12 月、個人年金保険に加入し（契約者：申立人の夫、被保険者・年金受取人：申立人）、満期を迎えた平成 23 年 12 月から年金支払が開始されていたが、平成 24 年 11 月、年金支払金額の残金の照会のため保険会社に連絡した際、保険会社から「契約者と年金受取人が異なる本契約は、贈与税の課税対象であるので確定申告が必要である」旨の説明を受けたことから、不本意ながら贈与税（本税、延滞税、無申告加算税）を納付した。下記の理由により、支払った贈与税額全額の賠償を求める。

- (1) 契約の際に、本契約が、贈与税の対象となることの説明を受けていない。
- (2) 年金支払開始前の支払請求書類提出時において、本契約は贈与税の対象であり、その時点で契約者の変更が可能であることを最終通達として別紙により通知する必要があるが、

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時および年金支払開始時に、「ご契約のしおり、定款・約款」の該当箇所を示し、必要な税金の説明は行っている。
- (2) 納税は国民の義務であり、納税義務者自身が判断して支払うべきである。
- (3) 申立人に対し、平成 23 年 10 月、「年金開始請求書」とともに、「年金と税金」についての説明も記載された「ご請求手続の案内」を送付し、「年金開始請求書」の提出を受けているので、契約後の説明としては十分であり、説明不足はない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的根拠

本契約が贈与税の対象となることの説明を受けていないことを理由に、支払った贈与税額の賠償を求めていることから、説明義務違反を理由とする不法行為（民法 709 条）の主張をしているものと解し、判断する。

#### 2. 説明義務違反について

- (1) 説明義務とは、契約にあたり、一般人において契約締結意思を決定する上において重要な事実を告げなければならないことを意味し、契約後であっても、契約の特に重要な事項について、契約者から説明を求められた場合等、信義則上特段の事情がある場合には、当該重要な事項についての説明が法的義務として認められる場合があるが、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。
- (2) 通常、本契約締結時に手交される「ご契約のしおり、定款・約款」には、贈与税の課税対象となる契約形態の説明が記載されており、募集時にはこれに沿って説明されること

が一般的であることから、本件でもこれに沿って本契約が課税対象となる旨が説明されたものと推認され、この推認を妨げる客観的な証拠は提出されていないことから、募集人がきちんと説明を行ったという保険会社の主張には合理性がある。仮に、募集人の口頭による説明がなかったとしても、交付された文書には分かり易く税金の説明がなされていることから、説明には不足がなく、説明義務違反とはならない。

- (3) また、「ご請求手続のご案内」によると、「年金と税金」として「2. 契約者（保険料負担者）と年金受取人が別人の場合」には、贈与税が課税されることが明記されており、これを読めば、本契約が贈与税の課税対象であることが分かり、そのため、当該事項について保険会社は、少なくとも書面によって提示し、契約後においても説明していたものと認めることができる。
- (4) 年金支払開始前に契約者の変更が可能であることを通知するべきとの主張に関しても、年金支払の開始と契約者の変更については、何らの関連性もないことから、この段階で保険会社にかかる義務を認めるべき何らかの根拠を見出すことはできない。仮に、この段階で契約者の変更をしたとしても、過去の旧契約者の出捐により年金の受取人が何らの対価なく経済的利益を受けること自体贈与であるから、理論上は贈与税の対象となるものであり、契約者の変更が可能であることを保険会社が説明しなかったことと、申立人が贈与税を負担したこととの間には因果関係がなく、保険会社に損害賠償をなすべき義務はない。